

エジプトの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

エジプト・アラブ共和国（英語では「Arab Republic of Egypt」）は、アフリカ大陸の北東部に位置する共和制国家である。北東端のシナイ半島の東はイスラエル及びパレスチナのガザ地区、南はスーダン、西はリビアに接しており、北は地中海、東は紅海に面する。南から北に流れるナイル川と河口のデルタ地帯を除き、国土の大部分（約 95%）は砂漠である。ナイル川河口の東には、地中海と紅海を結ぶ「スエズ運河」²という海上交通の要衝がある。首都はカイロ、公用語はアラビア語、通貨はエジプト・ポンドである。国土の面積は約 100 万平方キロメートルで、日本の約 2.7 倍である。約 1 億 233 万人いる国民の約 85%がイスラム教徒（大部分はスンナ派）であるが、キリスト教徒（大部分はコプト派）も少なくない。

紀元前 32 世紀から古代王朝の盛衰を経た後、紀元前 3 世紀までには中央集権国家が形成され、ピラミッド、ヒエログリフ（古代エジプト語の聖刻文字）等の高度な文明が発達した。しかし、その後は、ペルシャ、ローマ帝国、東ローマ帝国、イスラム王朝、オスマン帝国等の支配を受けた。1798 年にナポレオン率いるフランス軍のエジプト遠征³を契機として、オスマン帝国軍人のムハンマド・アリーがエジプト総督に就任し、エジプトの近代化を推し進めた。エジプトは 1882 年に英国軍に占領されたが、1922 年、エジプト王国として独立した。第 1 次中東戦争で反英・反王政の機運が高まり、クーデターが発生して王政は廃止され、エジプト共和国が成立した。1971 年に「エジプト・アラブ共和国」（以下「エジプト」という）に改称した。2011 年には、チュニジアの「ジャスミン革命」に触発された大規模反政府デモにより（「アラブの春」）、約 30 年間続いたムバラク独裁体制が崩壊した⁴。

エジプトは、1970 年に GATT の加盟国となり、1995 年には WTO に加盟した。また、

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。B L J 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 1859 年に工事がスタートした「スエズ運河」は、1869 年に完成した。2015 年には、双方向通行を可能とする「新スエズ運河」が開通した。

³ 1799 年、エジプト遠征中のフランス軍兵士により、ヒエログリフを含む 3 種類の文字が刻まれた石碑「ロゼッタ・ストーン」が発見された。現在、「ロゼッタ・ストーン」は大英博物館に展示されているが、エジプトが返還を求めている。

⁴ 本稿におけるエジプトの概要及び歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2025 年版』（二宮書店、2025 年）256～258 頁、②『エピソードで読む 世界の国 243』（山川出版社、2021 年）189 頁等を参照した。

アフリカ連合（AU）、アフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）、アラブ連盟、イスラム協力機構、BRICS 等に参加している。

エジプト経済を支えるのは、主に、スエズ運河の通航料収入、観光収入、海外出稼ぎ労働者からの送金、原油・天然ガスである。

エジプトでは、フランスのナポレオン法典をモデルとして、民法典、商法典、民事訴訟法典等が制定され、近代法制が整備されたという意味で、大陸法の側面がある。他方で、エジプト憲法は、イスラム教を国教とし、イスラムのシャリーアの諸原則を立法の主要な源泉であるとしている（前文、2 条）等、イスラム法の影響も強く有している。これらのことから、エジプトの法制度は、大陸法とイスラム法の混合法的なものとなっている。このように、エジプトの法制度は、イスラムの伝統と世俗的近代法が交錯する独自の構造を持ち、企業法務においても、例えばイスラム金融（イスラムの教義に適合した金融取引）と従来型の金融実務の共存等、エジプト特有の法的文脈を理解することが求められる。

II 憲法

1 総説

エジプトでは、いくつかの憲法が制定・施行されてきたが、現行憲法は、2014 年憲法である（2019 年に一部改正された）。2014 年憲法の条文数は、全 254 条である。その主な体系は、表 1 のとおりである⁵。

表 1：エジプトの 2014 年憲法の主な体系

前文		
第 1 章 国家		第 1 条～第 6 条
第 2 章 社会の基本要素	第 1 節 社会的要素	第 7 条～第 26 条
	第 2 節 経済的要素	第 27 条～第 46 条
	第 3 節 文化的要素	第 47 条～第 50 条
第 3 章 公共の権利、自由及び義務		第 51 条～第 93 条
第 4 章 法の支配		第 94 条～第 100 条
第 5 章 統治制度	第 1 節 立法権（下院）	第 101 条～第 138 条
	第 2 節 行政権	第 139 条～第 183 条

⁵ エジプトの 2014 年憲法（2019 年までの改正を反映したもの）の英訳は、下記リンク先に掲載されている。

<https://faolex.fao.org/docs/pdf/egy127542e.pdf>

	第 3 節 司法権	第 184 条～第 190 条
	第 4 節 最高憲法裁判所	第 191 条～第 195 条
	第 5 節 司法機関	第 196 条～第 197 条
	第 6 節 法曹	第 198 条
	第 7 節 司法補佐官	第 199 条
	第 8 節 軍隊及び警察	第 200 条～第 207 条
	第 9 節 国家選挙委員会	第 208 条～第 210 条
	第 10 節 国家メディア評議会	第 211 条～第 213 条
	第 11 節 国家評議会、独立機関及び規制機関	第 214 条～第 221 条
第 6 章 一般規定及び経過規定	第 1 節	第 222 条～第 227 条
	第 2 節	第 228 条～第 254 条

2 統治機構

(1) 立法府

エジプトの立法府である議会は、下院と上院により構成される（二院制）。下院が主要な立法権を担う一方、上院は主に諮問的役割を果たし、憲法改正案や国家の基本政策等に関する意見を付する権限を有する。

(ア) 下院

下院は、直接無記名投票により選出された 450 名以上の議員で構成される。議席の少なくとも 4 分の 1 は女性に割り当てられる。下院議員候補者は、市民的・政治的権利を享受するエジプト国民であり、少なくとも基礎教育証明書を保持し、立候補登録が開始された日に 25 歳以上でなければならない。下院議員の任期は 5 年である。

下院の会議及び決議は、下院議員の過半数が出席しなければ有効とはみなされない。特別多数決を必要とする場合以外の決議は、出席議員の絶対多数決による。可否同数の場合は否決されたものとみなされる。

大統領、内閣、すべての下院議員は、法律を提案する権利を有する。政府又は下院議員の 10 分の 1 が提出する法案は、下院の専門委員会に付託され、調査後、下院に報告書が提出される。法律は、下院議員の 3 分の 1 以上の出席者の絶対過半数によって可決される。大統領は、法律を公布する権利、又は法律に異議を唱える権利を有する。大統領が下院で承認された法律案に反対する場合、下院に通知されてから 30 日以内に下院に差し戻さなければならない。この期間内に法律案が下院に差し戻されない場合、法律とみなされ、公布される。当該期間内に再度下院に付託され、下院議員の 3 分の 2 以上の賛成で承認された場合、法律とみなされ、公布される。

大統領は、国民投票に従った場合等の例外を除き、下院を解散することができない。

(イ) 上院

上院は、180 名以上の議員で構成される。上院議員の 3 分の 2 は直接無記名普通選挙によって選出され、残りの 3 分の 1 は大統領が任命する。上院議員候補者又は任命される者は、市民的・政治的権利を享有するエジプト人であり、少なくとも大学の学位又はそれに相当する学位を有し、年齢は 35 歳未満でなければならない。

上院は、民主主義を強化し、国民統合、社会平和、社会の基本的価値、至高の価値、権利、自由、公的義務を支え、民主主義制度を深化・拡大させるための手段とみなされるものを検討・提案するという役割を有する。具体的な検討・提案の対象としては、①憲法の 1 つ又は複数の条文の改正に関する提案、②社会的・経済的発展のための総合計画に関する事業、③条約、④憲法を補足する法律案、⑤大統領が、国家の一般政策又はアラブ問題もしくは外交問題における政策に関して上院に付託した内容等がある。

(2) 行政府

大統領は、国家元首であり、行政府の長として、国民の利益を擁護し、国家の独立、領土保全、安全を守り、憲法の規定を遵守し、憲法の定めるところによりその責務を遂行するものとされている。

大統領候補者は、エジプト人の両親のもとに生まれたエジプト人でなければならない。本人、両親、配偶者のいずれも他の国籍を持つてはならない。市民権及び政治的権利を有し、兵役を経た者、又は法律により兵役を免除された者でなければならない。立候補登録が開始される日に 40 歳未満であってはならない。大統領候補者として認められるためには、20 人以上の下院議員の推薦を受けるか、又は 15 州以上の選挙権を有する市民 25,000 人以上の推薦を受けなければならない。大統領は、直接無記名投票により、有効投票の絶対過半数で選出される。

大統領の任期は 6 年であり、連続して 2 期まで在任することができる。2019 年の憲法改正により、任期が 4 年から 6 年に変更された。

大統領は、政府を樹立し下院に施政方針を提出する首相を任命する。当該政府が 30 日以内に下院議員の過半数の信任を得られなかった場合、大統領は、下院の複数議席を占める政党又は連立政権の指名に基づいて首相を任命する。首相が 30 日以内に下院議員の過半数の信任を得られなかった場合、下院は解散されたものとみなされ、大統領は解散が発表された日から 60 日以内に新しい下院の選挙を要求する。

大統領の権限としては、①内閣と共同して、国家の一般的な政策を定め、その実施を監督すること、②対外関係において国家を代表し、条約を締結し、下院の承認を経て批准すること、③軍隊の最高司令官として、国防評議会と協議し、下院の 3 分の 2 以上の賛成を得て、宣戦布告を行い、軍隊を国土外での戦闘に派遣すること、④文民、軍人、外交代表を任命・

解任し、外国や組織への政治代表を承認すること、⑤内閣と協議の上、恩赦又は刑の軽減を行うこと、⑥国の最高利益に関わる問題について国民投票を要求すること等がある。

上記の権限のほか、憲法 154 条によると、大統領は、内閣と協議の上で、法律の定めるところにより非常事態を宣言することができる。但し、7 日以内に下院議員の過半数の承認を得なければならない。非常事態宣言の期間は最長 3 か月とされ、下院議員の 3 分の 2 以上の同意を得れば、1 回だけ、3 か月の延長が認められる。また、非常事態宣言下では、下院を解散することはできない。非常事態宣言が発令されている間、捜査当局による長期の拘禁や検閲の許可などの例外的措置が認められ、人権保障が停止又は大幅に制限される。実際、エジプトでは 1980 年代以降、断続的に非常事態が宣言されてきた経緯がある。2021 年 10 月に約 4 年ぶりに非常事態宣言が解除されたものの、それまでに発令された大統領令や治安裁判所での判決はなお有効とされている。非常事態条項は国家の安定と安全保障の観点から長年にわたり運用されてきたが、他方では常態化する非常措置が法の支配や人権の観点から問題視されてきたところである。

エジプトの政府は、国家の最高行政機関であり、首相、副首、大臣、及び副大臣で構成される。首相は、政府を率い、その職務を監督し、その機能遂行を指揮する。政府の権限としては、①大統領と協力して国家の公共政策を定め、その実施を監督すること、②国家の安全を維持し、国民の権利と国家の利益を守ること、③各省庁及びその関連公的機関・団体の業務を指揮、調整、フォローアップすること、④法律や政令の草案を作成すること、⑤法律に従って行政決定を下し、その実施を監視すること、⑥州の総合計画案を作成すること、⑦年次国家予算案を作成すること、⑧憲法の規定に従って、融資の契約及び供与を行うこと、⑨法律を実施すること等がある。

(3) 司法府

エジプトの裁判所には、大きく分けて、一般（民事・刑事）裁判所と行政裁判所の 2 つの系列がある。一般裁判所は私法上の紛争及び刑事事件を扱い、三審制（第一審、控訴審、破棄審）の構造を採る。具体的には、第一審裁判所、控訴裁判所、及び破棄院がある。他方、行政裁判は、国家行政院に属する行政裁判所が管轄し、国家機関の処分や行政契約等の公法上の紛争を扱う。行政裁判所はフランスの法制度を範とし、行政裁判所系列の最高機関として、行政最高裁判所が存在する。

上記の裁判所とは別に、「最高憲法裁判所」が設置されている。最高憲法裁判所は、法令の合憲性を判断し、立法文を解釈し、その構成員の事務に関する紛争、司法機関及び司法権を有する機関の間の紛争、司法機関又は司法権を有する機関が出したものと他の機関が出したものの 2 つの最終的な矛盾する判決の実施に関する紛争、及びその判決及び決定の実施に関する紛争について裁定する権限を独占的に有する。最高憲法裁判所が下した判決や決定は、絶対的な權威性を有し、すべての人、すべての国家機関を拘束する。

3 人権

人権に関しては、憲法の「第3章 公共の権利、自由及び義務」、「第4章 法の支配」等において、詳細に規定されている。憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

①イスラム教が国教とされており、「イスラム教シャリーアの原則が立法の原則である」と規定されている（前文、2条）。また、「キリスト教徒とユダヤ教徒の法律の原則は、彼らの個人的な地位、宗教的な事柄、精神的指導者の選出を規定する法律の主な源となっている」と規定されている（3条）。憲法上、これらの宗教には特別の配慮がなされているが、「信仰の自由」に関する規定もある（64条）。

②健康を享受し、質の高い包括的な医療を受ける権利が保障されている。そして、国家は、国内総生産（GDP）の3%以上を保健の政府支出に充てるべきことが規定されている（18条）。

③教育を受ける権利が保障されている。そして、国家は、国内総生産（GDP）の4%以上を教育の政府支出に充てるべきことが規定されている（19条）。また、国家は、国内総生産（GDP）の2%以上を大学教育の政府支出に充てるべきことが規定されている（21条）。

④科学研究の自由が保障されている。そして、国家は、国内総生産（GDP）の1%以上を科学研究の政府支出に充てるべきことが規定されている（23条）。

⑤臓器売買の禁止（60条）が規定される一方、「文書による同意や遺言により、生前又は死後に自分の身体の臓器を提供する権利」が保障されている（61条）。

⑥政党を結成する権利は保障されている。但し、宗教、性別、出身、宗派、地域による差別、民主主義に敵対する活動、秘密主義的な活動、軍事的又は準軍事的な性格を持つ活動やそのような政党の結成も許されない（74条）。これにより、イスラム主義であるムスリム同胞団系の政党は、違憲とされ、解散に追い込まれた経緯がある。

⑦国家安全保障を守る義務、兵役義務が規定されている（86条）。

Ⅲ 民法

1949年に施行されたエジプト民法典は、フランス民法典を範としつつ、エジプト独自の社会的・法的要請を織り込んだ内容となっている。起草の中心人物は、当時の著名な法学者サンフーリーである。エジプト民法典は、シリア、イラク、リビア等の中東諸国の民法典制定に大きな影響を及ぼした。1971年憲法の1980年改正によりイスラム法尊重の原則が謳われた後も、エジプト民法典の大部分は従来の世俗法として維持され、シャリーアとの不適合を理由とする大幅な改正は行われなかった。エジプト民法典の序章では、法源の適用順序として、成文法→慣習→イスラム法の一般原則→自然法・衡平という順序が定められており、

制定法や慣習で解決できない私法上の問題については、イスラム法の一般原則が補充的に適用される旨が規定されている。

全 1149 条から成るエジプト民法典の主な体系は、表 2 のとおりである⁶。

表 2：エジプト民法典の主な体系

		序章 総則	法及びその適用、人、物及び財産の分類
第 1 部 債務及び債権	第 1 編 債務総論	第 1 章 債務の発生原因	契約、一方的意思表示、不法行為、原因のない利得、法律
		第 2 章 債務の効力	現実の履行、損害賠償による履行、債権者の権利を保護する履行及び担保の方法
		第 3 章 債務の効力の変更の態様	条件及び期限、債務の数個の目的、多数当事者の債権債務
		第 4 章 債権債務の移転	債権の譲渡、債務の引受け
		第 5 章 債務の消滅	弁済、準弁済による債務の消滅、弁済以外の債務の消滅
		第 6 章 債務の証明	
	第 2 編 有名契約	第 1 章 所有権に関する契約	売買、交換、贈与、組合、消費貸借及び永久定期金、和解
		第 2 章 物の使用収益に関する契約	賃貸借、使用貸借
		第 3 章 役務に関する契約	請負及び公役務の委託、雇用契約、委任、寄託
		第 4 章 射倖契約	賭事及び博戯、終身定期金、保険契約
		第 5 章 保証	
第 2 部 物権	第 3 編 主たる物権	第 1 章 所有権	所有権総則、所有権の取得原因、遺言、添付、契約、先買権、占有
		第 2 章 所有権の派生権利	用益権・使用権・居住権、永借権、地役権
	第 4 編 従たる物権又は担	第 1 章 抵当権	抵当権の設定、抵当権の効力、抵当権の消滅
		第 2 章 裁判上の充当権	裁判上の充当権の設定、裁判上の充当権

⁶ 表 2 の作成にあたっては、第一東京弁護士会 総合法律研究所 現代中近東法研究部会著『エジプト民法典』（第一法規、2023 年）における日本語訳を参考にした。

	保物権		の効力・縮減・消滅
		第3章 所有権の支分権 質権	質権の要素、質権の効力、質権の消滅、 質権の種類
		第4章 先取特権	総則、先取特権の種類、

エジプト民法典の体系及び内容の大部分は、フランス民法典を踏襲している。契約締結の自由と私的自治の原則が尊重される一方、公共の秩序や善良の風俗に反する契約は無効とされる。契約の有効な成立には当事者の意思表示の合致が必要であり、錯誤・詐欺・強迫等、意思表示の瑕疵に関する規定も置かれている。契約の履行については信義誠実の原則が明示され、当事者は契約内容及び法律の要求するところに従い誠意をもって義務を履行しなければならないとされる。また、権利濫用の禁止も明文化され、自らの権利行使が社会経済上の目的や倫理に照らし著しく不当な場合には、違法とされる。不法行為については、フランス法にならい、過失責任主義が採用されている。物権法では私有財産制が原則として保障され、所有権の取得・譲渡、用益物権、担保物権の制度が詳細に規定されている。所有権は、公共の福祉に反しない限り、基本的に保護されるが、公共目的のための収用が必要な場合は法律に基づき補償と引換えに強制収用が可能とも定められている。

なお、エジプト民法典には、家族法に関する規定は含まれていない。エジプトの家族法は、当事者の宗教によって、適用される家族法が異なるという特色を持つ。ムスリム（イスラム教徒）にはイスラム法（スンニ派ハナフィー学派）に基づく国家法が適用される。その主要な法源としては、1920年及び1929年の婚姻・離婚に関する法律（1985年改正）や1943年の相続法等がある。そこでは、男性には4人までの複数婚（一夫多妻）が認められ、男子相続人は女子の2倍の相続分を受け取るといった伝統的シャリーアの原則が維持されている。他方、女性の権利保護の観点からの法改正も行われており、例えば2000年改正により、女性からの一方的離婚請求が一定の条件下で認容される制度が導入された。

もっとも、イスラム法の適用は、主としてムスリム市民に関する身分関係事項に限られ、エジプト国民であっても非イスラム教徒（主にキリスト教徒やユダヤ教徒）に対してシャリーアを強制適用することはない。憲法3条は、「エジプトのキリスト教徒及びユダヤ教徒の諸原則を、それぞれの個人身分事項、宗教事項及び宗教指導者の選出に関する立法の主たる源とする」と規定し、各宗教共同体の内部規律を尊重する建て付けとなっている。但し、各宗教共同体の内部規律の適用を受けるためには当事者双方が同一の宗派・教派に属している必要があり、婚姻する男女の宗派が異なる場合や異なる宗教間のケースでは共通の規定が存在しないため、イスラム法が補充的に適用されることになる。

IV 会社法

エジプトで設立が認められている主な会社としては、表3のものがある⁷。

エジプトでは、販売代理業の会社は、全ての株式がエジプト国籍者により保有されていなければならない。また、輸入業の会社は、外国投資家の出資比率は49%までしか認められない⁸。

表3：エジプトで設立が認められている主な会社

種類	説明
有 限 責 任 会 社	出資者は出資額の限度で責任を負う。出資者の数は2～49名（なお、単一株主有限責任会社の形態も、会社法の2018年改正で認められるようになった）。法律上、最低資本金の制限はない。1名以上の業務執行者が必要。出資者が11名以上の場合、出資者により構成される監督委員会の設置が必要。資本金が25万エジプト・ポンド以上の場合、年間純利益の10%を従業員に分配することが必要。
株 式 会 社	株主は出資額の限度で責任を負う。3名以上の株主により設立。最低資本金額は、公募を行う場合は100万エジプト・ポンド、それ以外の場合は25万エジプト・ポンド。株式は、定款に別段の定めがない限り、自由に譲渡することができる。株主総会は、現実集まって開催する必要があるが、代理人による出席も認められる。取締役は、個人でも法人でもよく、国籍や居住地を問わない。取締役会は、現実集まって開催するほか、テレビ会議・電話会議や、書面決議によることも認められる。監査役の設置が必

⁷ 土屋智弘ほか著「エジプト・アラブ共和国におけるM&A法制」（『国際商事法務 Vol.43, No.7』（国際商事法研究所、2015年）所収）999～1001頁。

⁸ 小原正敏ほか著「UAE、エジプト、アルジェリア、スーダンの外資規制と現地進出企業への示唆」（『ビジネス法務 Vol.22, No.1』（中央経済社、2022年）所収）137頁。

		要。従業員に支払われる年間賃金総額を上限として、年間純利益の 10%を従業員に分配することが必要。
--	--	---

V 民事訴訟法

エジプトの民事訴訟制度は、大陸法系の手続を基礎としており、一般民事・商事事件については 1968 年制定の「民事訴訟法」によって訴訟手続の枠組みが定められている。訴訟構造は第一審・控訴審・上告審の三審制で、第一審は単独判事又は 3 名の合議体で審理され、控訴審は控訴裁判所の合議体で審理され、最終審として破棄院が上告審を行う。原則として、事実認定は控訴審までで確定し、破棄院では法律問題のみが審査される。民事裁判の手続は職権主義と当事者主義の折衷型であり、訴訟手続の促進や証拠の収集について裁判官に広い裁量権が認められている。エジプトの裁判では、原則として、文書による証拠（契約書、領収書等）が重視される傾向がある。また、外国判決の承認執行については相互主義と公序審査を条件とする制度が採用されている。

エジプトでは、近年、専門分野ごとの裁判所が整備されてきた。例えば、経済事件（商事・金融・投資関連）の紛争に対処するため、2008 年に経済裁判所が新設された。経済裁判所は、全国の主要控訴裁判所に設置された特別部（経済事件部）として機能し、一定の金額以下の経済事件について第一審から控訴審まで一貫して担当する。その他、家庭裁判所、労働裁判所、国家安全保障関連の特別法廷等、分野別の司法手続が設けられており、幅広い専門領域に対応できる裁判体制の整備が進んでいる。

エジプトでは、紛争解決手段として、訴訟のほかに、仲裁がある。1994 年に「仲裁法」が制定されて以降、国内仲裁・国際仲裁の双方に統一的な手続規範が適用されている。エジプトは、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（ニューヨーク条約）等に参加しているため、原則として、外国の仲裁機関による仲裁判断のエジプトでの承認・執行が可能である。裁判判断の承認・執行にあたって裁判所が考慮する主な点は、「エジプトの先行判決と抵触しないこと」、「エジプトの公序に反しないこと」、「被告が適切に通知され手続に参加する機会を与えられたこと」であり、これらは仲裁法及びニューヨーク条約の要求に沿ったものである。エジプト国内には、1979 年に設立された「カイロ地域国際商事仲裁センター」(Cairo Regional Centre for International Commercial Arbitration, CRCICA) ⁹が存在し、国際商事紛争の仲裁機関として中東・アフリカ地域で中心的な役割を果たしている。さらにエジプトは投資紛争解決に関するワシントン条約 (ICSID) にも 1972 年に加盟しており、外国投資家とエジプト政府の間の投資協定違反紛争については ICSID 仲裁が利用可能である。

⁹ <https://cricica.org/>

VI 刑事法

エジプトの刑法は、1937年に制定された刑法典を基本としており、殺人、傷害、窃盗、詐欺等の一般犯罪から、国家に対する犯罪、宗教や道徳に関する犯罪に至るまで各種の犯罪類型と刑罰を規定している。刑法は原則として世俗的な内容であり、イスラム法上の「ハッド刑」（鞭打ち刑や手足切断刑等）は存在しないが、宗教や公序に関わる犯罪類型として「冒瀆罪」や「公共の風俗に反する行為」が処罰対象とされる等、イスラム的価値観を反映した規定も含まれる。刑罰体系は死刑、懲役、禁錮、罰金、執行猶予付き刑等から成り、刑の重さに応じて重罪、軽罪、違警罪に分類される。エジプトは中東でも死刑執行数の多い国の一つであり、テロ関連罪や殺人罪に対し死刑判決が頻繁に言い渡され、絞首刑による執行が行われている。

刑事手続については、犯罪の捜査・起訴は検察庁が一元的に担う職権主義的色彩が強い。エジプトの検察官は、捜査段階で逮捕・搜索を指揮し、被疑者を拘禁する権限を有し、さらに捜査続行の必要がある場合には下級審判事に申し立てて15日間の拘禁延長を許可してもらうことができ、この延長は連続して繰り返すことが可能である。但し、トータルの勾留期間が45日を超える場合には、控訴裁判所の判断を要し、事件の性質によってはそれ以上の長期の予防拘禁も特別法で認められている。起訴後の公判審理は3人の判事で構成される刑事法廷で行われ、証拠調べと弁論を経て判決が言い渡される。

エジプトでは、前述したとおり、長年にわたり、非常事態宣言に基づく特別措置が採られてきた。非常事態法により、内務当局には令状無しの逮捕・搜索や長期の予防拘禁が認められ、緊急事態下では民間人も非常事態国家治安法廷に起訴されて裁判に付され、その判決には上訴が認められなかった。2021年に非常事態宣言は停止されたが、その直前まで運用されていた緊急法廷による裁判や内務当局の特別権限は、反テロ法制に実質的に引き継がれている。2015年には新たなテロ対策法が制定され、テロの定義を広範に定めて治安当局の権限が強化されるとともに、治安部門の公式発表と異なるテロ事件報道を禁止する条項を含む等、表現の自由や市民の権利に深刻な影響を及ぼす内容となっている。この反テロ法に基づき、多数の反政府デモ参加者や政治活動家がテロ犯罪で起訴され、有罪判決を受けている実態が報告されている。

VII おわりに

以上、エジプトの法制度の概要を紹介したが、前述したとおり、エジプトの法制度は、フランスのナポレオン法典の影響の下で近代法制が整備されたという経緯がある一方、イスラム法の影響も強く残されており、混合法的なものとなっており、理解が困難な面もある。

しかし、ビジネス法の分野に関しては、多くの成文法が制定されており、多くの国際条約にも加盟しているため、比較的理解しやすいものとなっているといえよう。

エジプトは、アラブ世界最大の約 1 億 233 万人もの人口を擁し、比較的若者が多く、伸び盛りの国である。最近では、首都カイロの人口問題を解決するため、東に約 50 キロメートル離れた郊外の砂漠地帯に、首都機能を備えた「新行政首都」の建設が進められる等、さらなる発展が期待されている。エジプトは地中海と紅海を結ぶスエズ運河を有するという地政学的な重要性だけでなく、エジプト経済の成長性等を考えると、今後も、エジプトの法制度の動向については引き続き注目していく必要性が高いと思われる。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.53 No.7』（国際商事法研究所、2025 年、原題は「世界の法制度〔アフリカ編〕第 5 回 エジプト」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。